

手数料返戻金制度についてのご案内

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した求職者が早期に退職した場合、紹介手数料から下記の率で算出した金額を求人者に返戻する場合があります。

- ・入社後3ヶ月以内で雇用契約が終了した場合 : 紹介手数料の80%
- ・入社後3ヶ月超6ヶ月以内で雇用契約が終了した場合 : 紹介手数料の50%

求人者の責めによる解雇等、求職者の免責が合理的と判断される事由の場合は、返還の適用を除外します。適用の除外は求人者と当社による協議の上で判断します。

また、本件、制度の詳細・適用については求人者との個別契約で定めます。